

(案)

平成 28 年●●月●●日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町地域自立支援協議会
会 長 森 一 光

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行に伴う
町の取り組み等について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「法」という。）」が施行されたことにより、町が平成 29 年 4 月 1 日の策定に向けて準備をすすめております「職員対応要領」について、平成 28 年 10 月 28 日（金）開催の当協議会（平成 28 年度第 2 回）において議題として取り扱い、審議・検討を行ったところ、各委員から大変有意義なご意見が出されたところです。

町の職員対応要領の策定にあたりましては、当協議会においても引き続き検討等を行ってまいりますが、すでに施行されております法では、行政機関等は「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められていることもあり、取り急ぎ、第 2 回協議会の委員意見を取りまとめのうえ、別紙のとおりご提出させていただきます。

つきましては、これらの委員意見を参考にいただき、町職員の資質向上や庁舎等のバリアフリー化をはじめ、各種取り組みをすすめていただきますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

事務局：寒川町福祉課障がい福祉担当